※ 下線部が修正箇所

改 正 案			現 行	
(様式1-2) 日常点検チェックリスト			(様式1-2) 日常点検チェックリスト	
一供給設備(マニフォールド、定置式超低温液をE))—	化ガスり	拧槽(C	一供給設備(マニフォールド、定置式超低温液化ガス貯槽 (CE)) —	
	良否	対策事項	良否 対策事項	į
(ア) 弁には常時、開閉の表示がされていること。また、その表示が正しい状態になっていること。			(ア) 弁には常時、開閉の表示がされていること。また、その表示が正しい状態になっていること。	
(イ) 各機器においてガス漏れの音がしない こと。			(イ) 各機器においてガス漏れの音がしない こと。	
(ウ) 圧力計及び液面計の指示値が正常範囲内であること。酸素ガスにあっては、他のガスより送気圧力が 30kPa 程度高くなっていること。			(ウ) 圧力計及び液面計の指示値が正常範囲 内であること。酸素ガスにあっては、他のガスより送気配管圧力が 30kPa(約 0.3kgf/ cm²)程度高くなっていること。	
(エ) 警報装置の表示灯に損傷がないこと(高 圧ガス容器交換時には点灯及び消灯の作動 を確認すること。)。			(エ) 警報装置の表示灯に損傷がないこと(高 圧ガス容器交換時には点灯及び消灯の作動 を確認すること。)。	
(t) 連結導管にねじれ、凹み及び折れがない こと。			(t) 連結導管にねじれ、凹み及び折れがない こと。	
(カ) 高圧ガス容器の転倒又は移動防止装置 にゆるみなどの異常がないこと。			(カ) 高圧ガス容器の転倒又は移動防止装置 にゆるみなどの異常がないこと。	

(キ) 医療ガスの残量が十分であること(機器 に内蔵された圧力計、重量計等で確認する こと。)。	(キ) 医療ガスの残量が十分であること(機器に内蔵された圧力計、重量計等で確認すること。)。
(ク) 液化ガスの場合、平常時に比べて異常な 霜付きがないこと。	(ク) 液化ガスの場合、平常時に比べて異常な 霜付きがないこと。
(ケ) 各機器において異常なガス流音又はそ の他の異常音がないこと。	(ケ) 各機器において異常なガス流音又はそ の他の異常音がないこと。
実 施 日 : 年 月 日 実 施 責 任 者 : 印	実 施 日 : 年 月 日 実 施 責 任 者 : 印
医療ガス安全管理委員長: 印	医療ガス安全管理委員長: 印

改 正 案			現行	
(様式2-1) 定期点検チェックリスト (3か月)	点検)		(様式2-1) 定期点検チェックリスト (3か月点検)	
一配管端末器(アウトレット)一	I 4	1166-1-7	一配管端末器(アウトレット)一	L L feste — Les — T
	良否	対策事項	良否	対策事項
(ア) キャップ等の付属品があること。			(ア) キャップ等の付属品があること。	
(イ) リングカバーの作動に異常がないこ			(イ) リングカバーの作動に異常がないこ	
(ウ) 弁機能(特にロック機構)に異常がない こと。			(ウ) 弁機能(特にロック機構)に異常がない こと。	
(エ) リール式ホース巻上げ機能の作動に異常がないこと。			(エ) リール式ホース巻上げ機能の作動に異 常がないこと。	
(オ) ソケット取付け部のゆるみがないこ			(オ) ソケット取付け部のゆるみがないこ	

- (カ) 医療ガスの種類ごとに定められた配管端末器(アウトレット)が<u>標準送気圧力内であるとき、最低流量を流した時の圧力変</u>動が最大変動圧力の範囲内であること。
 - 注1) 点検作業の際には点検用具を用いて個々の配管端末器(アウトレット) ごとに確認すること。
 - 注2)標準送気圧力、最低流量、最大変 動圧力は下表「配管端末器(アウト レット)の圧力と流量」によるもの とすること。

表 配管端末器 (アウトレット) の圧力と流量

医療ガスの種類	<u>標準送気</u> <u>圧力</u> (kPa)	配管端末 器最低流 <u>量</u> (NL/min)	<u>最大変動</u> <u>圧力</u> (kPa)
<u>酸素</u> 治療用空気	400 ± 40	<u>60</u>	<u>-40</u>
<u> </u>	400 ± 40	<u>40</u>	<u>-40</u>
吸引 (水封式)	<u>-40~-70</u>	40	<u>+40</u>
吸引 (オイル式)	<u>-50∼-80</u>	<u>40</u>	<u>+40</u>
駆動用圧縮ガス	900 ± 180	<u>350</u>	<u>-180</u>
麻酔ガス排除(吸引方 式)	<u>-4~-5</u>	30	<u>+1</u>

※標準送気圧力:配管端末器 (アウトレット) に送気される圧力の 範囲。ただし、酸素は、亜酸化窒素及び二酸化炭素よりも静止圧状 態において 30kPa 程度高いこと。また、治療用空気は酸素と亜酸化

- (カ) 医療ガスの種類ごとに定められた配管端末器(アウトレット)<u>最大流量での圧力</u>が標準圧力範囲内であること。
 - 注1) 点検作業の際には点検用具を用いて個々の配管端末器 (アウトレット) ごとに確認すること。
 - 注2)最大流量と標準圧力は下表「標準 圧力と配管端末器 (アウトレット) 最大流量」によるものとすること。

表 標準圧力と配管端末器 (アウトレット) 最大流量

医療ガスの種類	標準圧力 <u>kPa(kgf/cm²)</u> <u>吸引は</u> <u>-kPa(-mmHg)</u>	配管端末器 (アウトレ ット)最大 流量 NL/ min
酸素(02)	$400 \pm 40 (4.1 \pm 0.4)$	<u>≥ 60</u>
亜酸化窒素(N ₂ 0)	$400 \pm 40 (4.1 \pm 0.4)$	<u>≥ 40</u>
治療用空気(AIR)	$400 \pm 40 (4.1 \pm 0.4)$	<u>≥60</u>
吸引(VAC) (水封式)	$40\sim70(300\sim525)$	<u>≥ 40</u>
吸引(VAC) (油回転式)	$50 \sim 80 (375 \sim 600)$	<u>≥ 40</u>
二酸化炭素(CO ₂)	$400 \pm 40 (4.1 \pm 0.4)$	<u>≥ 40</u>
手術機器駆動用窒素(N2)	$900 \pm 135 (9.2 \pm 1.4)$	<u>≥ 350</u>
手術機器駆動用空気(STA)	900±135 (9. 2±	<u>≧350</u>

窒素及び二酸化炭素との中間の送気圧力とすることが望ましい。 配管端末器最低流量:当該配管端末(アウトレット)だけを使用した場合に、標準圧力範囲内の配管圧力で得なければならない流量。 最大変動圧力:配管端末器最低流量を放出したときに許される圧力変動の最大値。

<u>駆動用圧縮ガス:手術機器駆動用空気及び手術機器駆動用窒素を含む手術機器の動力に使用する圧縮ガスの総称。</u>

実施日:年月日実施責任者:印医療ガス安全管理委員長:印

A 711-1-111-11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1		×
余剰麻酔ガス排除	_	≥ 30

※()内の数値は換算値

酸素ガスの圧力は、空気、亜酸化窒素及び二酸化炭素よりも30kPa(約0.3kgf/cm²)程度高いこと。

配管端末器(アウトレット)最大流量: 当該配管端末器(アウトレット) だけを使用した場合に標準圧力範囲内で得られる流量のこと。ただし、吸引の場合は開放状態で得られる流量のこと。

実施施日日日日日実施責任者日印医療ガス安全管理委員長:印

現

改 正 案

別添3

医療ガス設備の工事施工監理指針

この指針は、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所(以下「病院等」という。)における医療ガス(酸素、亜酸化窒素、治療用空気、吸引、二酸化炭素、手術機器駆動用窒素等をいう。以下同じ。)の使用上の安全確保を目的とした医療ガスに関する構造設備(以下「医療ガス設備」という。)の使用上の安全確保を目的とした医療ガス設備の新設及び増設工事、部分的な改造、修理等(以下「工事」という。)に当たっての安全管理上留意すべき事項を示すものである。なお、高圧ガス(高圧ガス保安法第2条に規定する「高圧ガス」をいう。以下同じ)設備の工事に関しては、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)も遵守すること。

なお、患者を入院させるための施設を有しない診療所については、委員会の設置は要しないこととするが、診療所の管理者等の医療ガスに関する知識と技術を有する者が、実施責任者として、本通知の趣旨に鑑み適切な医療ガス設備の工事施工監理を行うこと。

別添3

医療ガス設備の工事施工監理指針

行

この指針は、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所(以下「病院等」という。)における医療ガス(酸素、亜酸化窒素、治療用空気、吸引、二酸化炭素、手術機器駆動用窒素等をいう。以下同じ。)の使用上の安全確保を目的とした医療ガスに関する構造設備(以下「医療ガス設備」という。)の使用上の安全確保を目的とした医療ガス設備の新設及び増設工事、部分的な改造、修理等(以下「工事」という。)に当たっての安全管理上留意すべき事項を示すものである。なお、高圧ガス(高圧ガス保安法第2条に規定する「高圧ガス」をいう。以下同じ)設備の工事に関しては、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)も遵守すること。

なお、患者を入院させるための施設を有しない診療所については、委員会の設置は要しないこととするが、診療所の管理者等の医療ガスに関する知識と技術を有する者が、実施責任者として、本通知の趣旨に鑑み適切な医療ガス設備の工事施工監理を行うこと。

1、2 (略)

3 医療ガス設備の工事完了の際には、医療ガス設備の臨床使用に 先立って、全ての配管端末器(アウトレット)に不備がなく、安 全で、かつ所定の機能を備えていることを確認すること。なお、 その確認に当たっては次に掲げる点に留意すること。

(1)、(2) (略)

(3) 実施責任者等は、臨床使用に先立って、全ての供給設備を稼働さ せ、個々の配管端末器(アウトレット)ごとに、次に掲げる事項について、確 認を実施すること。

①~④ (略)

⑤ 流量性能(配管端末器(アウトレット)最低流量と最大変動圧力) 標準送気圧力範囲内にある配管端末器(アウトレット)から最低流量を放 出した時、圧力変動が最大変動圧力以下であること。

1、2 (略)

3 医療ガス設備の工事完了の際には、医療ガス設備の臨床使用に 先立って、全ての配管端末器(アウトレット)に不備がなく、安 全で、かつ所定の機能を備えていることを確認すること。なお、 その確認に当たっては次に掲げる点に留意すること。

(1)、(2) (略)

(3) 実施責任者等は、臨床使用に先立って、全ての供給設備を稼働さ せ、個々の配管端末器(アウトレット)ごとに、次に掲げる事項について、確 認を実施すること。

 $(1)\sim(4)$ (略)

⑤ 流量性能(配管端末器(アウトレット)最大流量) 配管端末器(アウトレット)から最大流量を放出した時、圧力が標準圧力 節囲内であること。

改 TE.

(参考)

医療ガスボンベの安全管理に関する留意点

- 1 医療ガスボンベに関する一般的な留意点
- (1) (略)
- (2) 医療ガスの種類によって、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)に基 (2) 医療ガスの種類によって、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)に基 づき容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)で規定されるボンベの途 色と、日本産業規格(JIS)「医療ガス設備 JIS T 7101」が規定する医療ガス設 備の識別色に違いがあることを理解すること。特に、酸素ボンベの塗色の違い に留意し、二酸化炭素ボンベとの誤認・取り違えを防ぐこと。

	高圧ガス保安法に基づき容	「医療ガス設備 JIS T
医療ガスの種類	器保安規則で規定する	7101」が規定する
	ボンベの塗色	医療ガス設備の識別色
酸素	黒 色	緑色
二酸化炭素	緑色	橙色

(参考)

医療ガスボンベの安全管理に関する留意点

- 1 医療ガスボンベに関する一般的な留意点
- (1) (略)
- づき容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)で規定されるボンベの途 色と、日本工業規格(JIS)「医療ガス配管設備 JIS T 7101」が規定する医療ガ ス設備の識別色に違いがあることを理解すること。特に、酸素ボンベの塗色の 違いに留意し、二酸化炭素ボンベとの誤認・取り違えを防ぐこと。

	高圧ガス保安法に基づき容	「医療ガス <u>配管</u> 設備 JIS T
医療ガスの種類	器保安規則で規定する	7101」が規定する
	ボンベの塗色	医療ガス設備の識別色
酸素	黒 色	緑色
二酸化炭素	緑 色	橙色

(3)~(7) (略)	(3)~(7) (略)
2 (略)	2 (略)